

令和7年度 事業計画



2025 大阪・関西万博 赤十字パビリオン 外観イメージ

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

目 次

日本赤十字社佐賀県支部事業計画

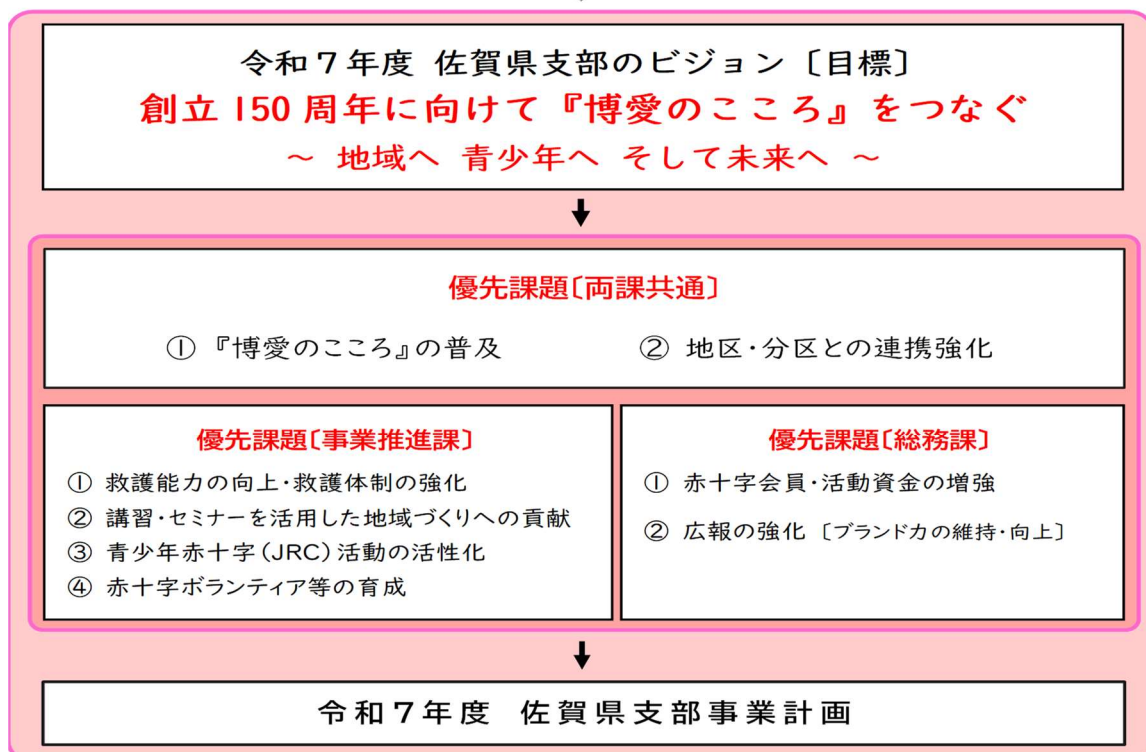
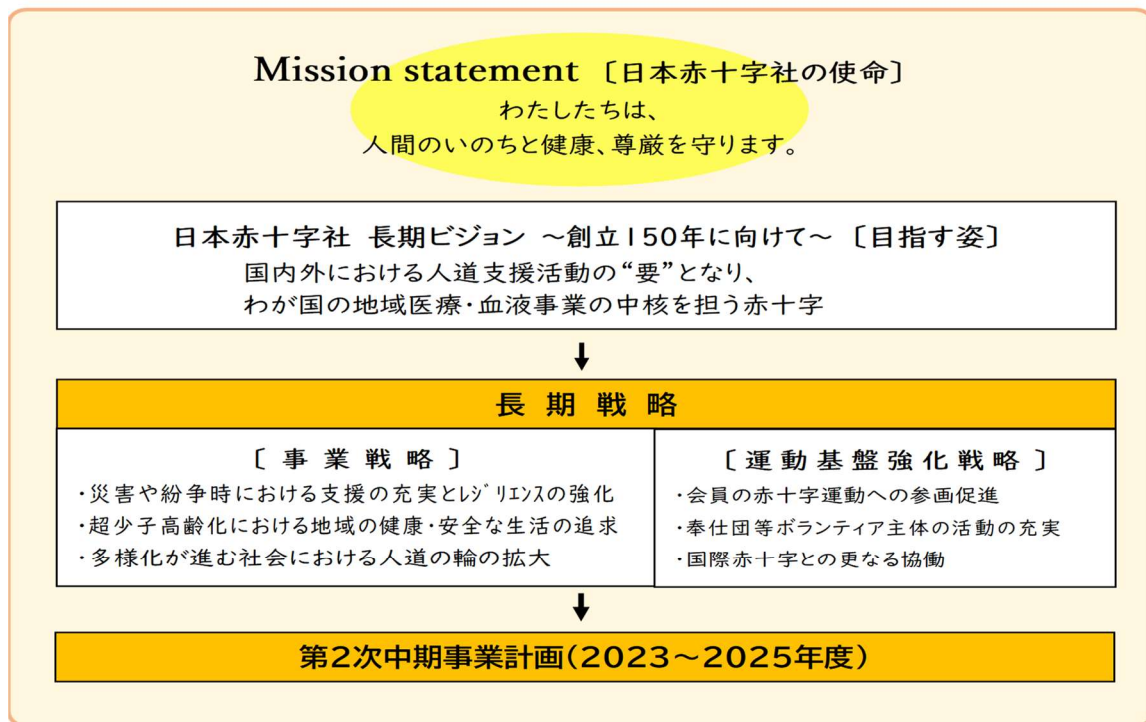
□ 令和7年度 日本赤十字社佐賀県支部のビジョン（目標）	1
□ 事業運営の基本方針	2
□ 事業内容	
1 災害救護活動	3
(1) 救護体制の強化	
(2) 個々の救護員の能力向上	
(3) 防災関係機関との連携の強化	
(4) 赤十字防災ボランティアとの協働	
(5) 災害医療コーディネートチームの更なる参画	
(6) 救護装備及び救援物資の整備	
(7) 災害被災者に対する緊急物資等の配布	
(8) 赤十字防災セミナーの開催	
(9) 臨時救護	
(10) 赤十字看護師（救護員）の養成	
2 国際救援活動	9
3 救急法等の講習普及	9
(1) 赤十字救急法等の講習の開催	
(2) 指導員の養成と育成	
(3) 研修会等への派遣	
4 赤十字奉仕団活動	11
(1) 地域奉仕団	
(2) 青年奉仕団	
(3) 特殊奉仕団	
(4) 研修会等の開催および派遣	
5 青少年赤十字（J R C）活動	13
(1) 青少年赤十字指導者養成講習会	
(2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター	
(3) 青少年赤十字スタディー・センター	
(4) 青少年赤十字防災教育	
(5) 各種講習会等への指導者派遣	

6	赤十字思想の普及	14
	(1) 全国赤十字大会	
	(2) 九州八県赤十字大会	
	(3) 世界赤十字デー	
	(4) 広報活動	
7	赤十字会員及び活動資金の増強	15
	(1) 会員及び活動資金増強の重点事項	
	(2) 会費募集目標額	

令和7年度 佐賀県支部事業計画

創立150周年に向けて「『博愛のこころ』をつなぐ ～地域へ 青少年へ そして未来へ～」をビジョンとし、赤十字思想のさらなる普及啓発に努めるとともに、赤十字会員をはじめとする赤十字パートナーとの連携をより強固にしながら、地域に寄り添った活動を展開していく。

令和7年度 日本赤十字社佐賀県支部のビジョン(目標)



□事業運営の基本方針

令和9年度に迎える日本赤十字社創立150周年を見据え、令和7年度は以下を事業運営の基本方針として取り組む。

I 救護能力の向上・救護体制の強化

国内はもとより県内でも頻発、広域、激甚化する災害や、南海トラフ地震などの大規模災害に対応するため、これまでの救護経験を基に、救護員のさらなるスキルアップを目指した研修や訓練を積極的に実施する。

また、県内赤十字3施設で構成する「災害救護委員会」を通じて、佐賀県支部における救護体制の強化と活動の充実に取り組み、災害対応力を一層高める基盤づくりを進める。

II 講習・セミナーを活用した地域づくりへの貢献

赤十字講習・セミナーを担う人材を育成し、持続可能な講習普及体制の整備・強化を図る。

また、講習・セミナーを通して、平時から地域や教育現場、行政と連携し、防災・減災に関する知識、意識、技術の普及を進め、地域のレジリエンスを高める活動を展開する。

また、地域との連携をさらに深め、防災意識を次世代に伝える取り組みを拡充する。

III 『博愛のこころ』の普及と青少年赤十字(JRC)活動の活性化

日赤創設者・佐野常民が唱えた『博愛のこころ』を未来へつなぐため、青少年赤十字(JRC)の活動を通じて青少年の育成に取り組み、その活動のさらなる活性化を図る。

IV 赤十字会員・活動資金の増強

人口減少および少子高齢化が進行し、物価上昇など厳しい経済情勢の中で、財源の確保は喫緊の課題である。地区・分区を通じた一般各世帯からの協力をはじめ、法人会員の新規開拓のほか、個人に対しては遺贈・相続財産や生前整理による寄付について広く周知し、赤十字会員や活動資金の増強に取り組む。

V 赤十字ボランティア等の育成

赤十字活動の基本である「互いを尊重し、助け合う精神」を持った赤十字ボランティア等の育成に取り組む。

また、「2025 大阪・関西万博」を契機に、地域や社会への貢献を見据えた活動の幅を広げる機会を提供する。平時だけでなく、災害時にも被災者支援のために、佐賀県支部と協働できる赤十字ボランティアの育成を行う。

VI 地区・分区との連携強化

日本赤十字社の多岐にわたる事業の更なる推進のため、支部と地区・分区が一体となり、5月の「赤十字運動月間」を中心に『博愛のこころ』の普及・啓発活動を重点的に展開する。

VII 広報の強化〔ブランド力の維持・強化〕

赤十字事業のより良い理解と支援を得るため、地域イベントの開催、広報紙およびホームページまたはソーシャルネットワーク、マスメディア等を有効活用し、広報の強化に努める。

また、大阪・関西万博に出展する「国際赤十字・赤新月運動館」の情報発信を通し、更なるブランド力の強化を図る。

□事業内容

Ⅰ 災害救護活動

災害救護は、日本赤十字社がその歴史的背景から最も重要と位置付けて取り組む事業である。赤十字の使命と責務に加え、災害救助法の定めるところにより災害時における医療救護等について、国や自治体に対する協力義務があるとともに、災害対策基本法により指定公共機関として位置付けられ、国や自治体の防災計画の策定・実施に協力する責務がある。発災時は、支部防災業務計画や佐賀県との協定等に基づき、迅速かつ的確な救護活動を実施する。

また、南海トラフ地震などの未曾有の大規模災害に対応するため、赤十字のリソースを最大限に活用できるよう、九州ブロック内各支部と連携した訓練の実施及び対応計画の見直しを図る。

令和7年度も「日本赤十字社佐賀県支部災害救護委員会」を中心に救護体制の強化に努め、円滑で適切な救護活動を実施できるよう、研修や訓練を通じて救護能力の向上を図り、令和9年度に迎える創立150周年を見据え、災害対応力を一層高める基盤づくりを進める。

さらに、赤十字内部だけでなく外部の防災関係機関等との連携強化を図るとともに、災害時に佐賀県支部と協働する「赤十字防災ボランティア」に対しても実践的な合同訓練等を行う。

いつ起こるとも限らない災害に備え、地域に信頼される赤十字を目指す。

（１）救護体制の強化

佐賀県支部、唐津赤十字病院、佐賀県赤十字血液センターの県内3施設が、これまで以上に密な連携体制を構築し、県民の赤十字への期待に応え、使命を果たし続けていくため、令和5年度に設置した「日本赤十字社佐賀県支部災害救護委員会」を引き続き4月と12月に定期開催し、災害救護に関して即時解決が必要な課題だけでなく、中長期的な視点からの課題に対しても協議し、解決を図る。

主な協議事項は以下のとおり。

- 救護方針・計画の策定に関すること。
- 救護体制の整備、災害派遣に関すること。
- 研修・訓練等の実施に関すること。
- 救護人材の育成に関すること。
- 救護に関する職員の意識醸成に関すること。

（２）個々の救護員の能力向上

近年、佐賀県支部では、県内で頻発する大雨災害（「令和元年佐賀豪雨災害」「令和3年8月11日からの大雨災害」「令和5年7月7日からの大雨災害」）や、国内各地で発生する地震災害（「平成28年熊本地震災害」「令和6年能登半島地震災害」）に対して救護班を派遣してきた。これまでの救護活動の経験を踏まえて、支部の対応能力向上を図るために支部災害対策本部要員は、被災した場合の受援体制構築を主とした「支部災害対策本部運営訓練」、衛星電話や業務用無線を使用した情報伝達訓練等を定期的実施する。

また、救護班要員は災害によって異なる被災地のニーズや、乳幼児や高齢者をはじめとした災害時要支援者に的確に対応できるよう「常備救護班要員研修会」や「全国赤十字救護班研修会」を始め、県内の関係各機関が実施する防災訓練等に計画的に参加し、内容を

アップデートしながら能力向上を図る。

さらに、主事職は、災害時に ICT を活用した情報収集など高い専門性が求められることから、更なる能力向上を目的に「救護班主事研修会」を実施する。

災害派遣チーム（日本DMAT）として指定を受けている唐津赤十字病院のDMAT 3 チームは、広域災害に即した機動的な訓練を実施する。

各研修・訓練計画は以下のとおり。

研修・訓練名	主 催	実施・参加回数
九州八県支部合同災害救護訓練	九州ブロック	1 回
支部災害対策本部運営訓練	日赤佐賀県支部	2 回
常備救護班要員研修会	日赤佐賀県支部	2 回
救護班主事研修会	日赤佐賀県支部	1 回
全国赤十字救護班研修会	九州ブロック	1 回
衛星電話通信訓練	九州ブロック	12回
こころのケア指導者養成研修	本社	1 回
日赤災害医療コーディネート研修会	本社	1 回
救護員としての赤十字看護師研修 ・ 赤十字概論 ・ 赤十字救急法 ・ 災害看護論 ・ こころのケア要員研修	唐津赤十字病院	各 1 回
救護員としての赤十字看護師フォローアップ研修	唐津赤十字病院	1 回
佐賀県原子力防災訓練	佐賀県	1 回
佐賀県災害対策図上訓練	佐賀県	1 回
佐賀県国民保護訓練	佐賀県	1 回
佐賀市総合防災訓練	佐賀市	1 回
航空機事故対策総合訓練	佐賀空港	1 回
九州地方非常通信訓練	佐賀地方非常通信連絡会	1 回
佐賀県災害医療従事者研修	佐賀県救急医療協議会	1 回
DMAT 実働訓練	国、都道府県	1 回

（３）防災関係機関との連携の強化

近年の自然災害が、頻発化、激甚化、広域化していることから、赤十字内部だけでなく外部との防災関係機関との連携が今まで以上に求められている。被災地での救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう、また安全に、安心して活動できるよう、平時から研修や訓練を積極的に合同で実施し、防災関係機関との一層の連携強化に取り組む。

具体的な計画は以下のとおり。

防災関係機関が実施する会議名	主 催
佐賀県防災会議	佐賀県
佐賀市防災会議	佐賀市

小城市防災会議	小城市
佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議	佐賀県、佐賀県社会福祉協議会
災害ボランティアセンター設置運営訓練	佐賀県社会福祉協議会

(4) 赤十字防災ボランティアとの協働

災害時の救護活動や復旧・復興の支援活動を担う赤十字防災ボランティアについては、全 12 奉仕団員に対して、災害時、佐賀県支部と協働するため「防災ボランティアセンター」の立ち上げ・運営訓練など必要な研修、訓練等を継続して実施する。

また、防災ボランティアセンターの運営を始め、赤十字防災ボランティアの統括を担う「防災ボランティア・リーダー」を養成するため、本社主催研修へ計画的に人員を派遣する。また、発災後、スムーズかつ継続的に支部へ参集するための緊急時連絡体制の更なる構築を進める。

社会福祉協議会や被災者支援ネットワークと連携して、令和 3 年 8 月 11 日からの大雨災害において、避難所で実際に行った避難者への健康アセスメントや、被災地域の在宅避難者への聞き取り調査、並びに災害ボランティアセンター内の救護活動を通して得た知見を活かし、看護奉仕団員や救急法奉仕団員など資格・技能を有する赤十字ボランティアを被災地のニーズに応じて派遣できるよう体制構築を図る。

具体的な計画は以下のとおり。

研修・訓練名	主 催	実施・参加回数
防災ボランティア緊急連絡訓練	日赤佐賀県支部、 支部委員会	1 回
「日赤さが防災ボランティアセンター」 立ち上げ・運営訓練	日赤佐賀県支部、 支部委員会	1 回

(5) 災害医療コーディネートチームの更なる参画

被災地の行政が設置する保健医療福祉調整本部の調整の下、防災関係機関や各種災害支援団体との協力体制をスムーズに構築するため、各県支部に「日赤災害医療コーディネートチーム（4 人編成）」を整備しており、現在、佐賀県支部では 2 チーム編成している。令和 6 年能登半島地震において重要性が高まったことから 3 チームの編成を目指す。また、本社におけるチーム対象の研修会等に参加し、その能力を一層高めるとともに、メンバーが県内の訓練や研修等に積極的に参画することで、知見や最新情報をフィードバックする。

○任命状況

(令和 6 年 12 月末現在)

職種	人数
医師	2 人
看護師	3 人
薬剤師	2 人
その他（事務等）	6 人

(6) 救護装備及び救援物資の整備

災害発生時において、救護活動及び生活物資の支援活動が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な資機材、物資の整備、備蓄を計画的に行う。

○令和7年度に新たに追加整備するもの

品 名	数 量
救 護 服 (夏 ・ 冬)	各 5 着
衛 星 携 帯 電 話	3 台

○救護装備保有状況

(令和6年12月末現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
救急車	2 台(1)	発電機	5 基(1)
災害救援車	8 台(2)	投光器	6 台
災害連絡車	2 台	防雨ヘッドランプ	40 個(4)
医療セット	2 組(2)	防護用ゴーグル	40 個(10)
担架	20 台(5)	防護用ヘルメット	35 個(4)
簡易ベッド	26 台(6)	折り畳み式机	6 台
災害救護用パソコン	1 台	無線基地局(150MHZ)	3 局
災害救護用通信機器(Wi-fi)	1 機	車載無線機(150MHZ)	28 台
パイプテント	27 張(20)	携帯無線機(150MHZ)	14 台
ドラッシュテント	1 セット	無線基地局(400MHZ)	1 局
エアーテント大	2 セット(1)	車載無線機(400MHZ)	7 台
エアーテント小	2 セット(1)	携帯無線機(400MHZ)	15 台
イーザーアップ・テント	22 張(20)	車載衛星電話	2 機
NBC災害除染セット	1 セット	可搬型衛星電話	1 機(1)
デジタル個人線量計	42 個(32)	折り畳み舟艇	1 隻
空間線量率測定用サーベイメータ	1 台(1)	折り畳みリヤカー	2 台
防護服セット	42 セット	非常用炊き出し釜	22 台(20)
災害用トイレ	12 据	DMA T資器材	1 セット(1)
自動体外式除細動機(AED)	2 台	浄水器	1 台
災害用蓄電池	1 台		

※ () カッコ内は唐津赤十字病院及び地区・分区の備蓄数(内数)

○救援物資備蓄状況

(令和6年12月末現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
毛 布	923 枚	安 眠 セ ッ ト	384 組
緊 急 セ ッ ト	202 個	乾 燥 米	912 食
タオルケットセット	403 組	ブ ル ー シ ー ト	110 枚
バ ス タ オ ル	248 枚		

(7) 災害被災者に対する緊急物資等の配布

火災、風水害による被災世帯に対し、次の基準により見舞金品を贈る。

ア. 家屋の全壊、流出、全焼の場合

(ア) 見舞品

- 毛 布…………… 1人1枚
- バスタオル…………… 1人1枚
- 緊急セット…………… 4人まで1個、5人以上2個

(イ) 見舞金

- 1世帯…………… 10,000 円

イ. 家屋の半壊、半焼、床上浸水の場合

- 毛 布…………… 1人1枚
- バスタオル…………… 1人1枚
- 緊急セット…………… 4人まで1個、5人以上2個

(8) 赤十字防災セミナーの開催

佐賀県では令和に入って3度も大雨で被災をしたことから地域住民の防災への意識がこれまで以上に高まっている。また、首都直下地震や南海トラフ地震への備えが機会を捉えて報道がなされている。近年では新型コロナウイルス感染症を契機に感染防止への対応方法も求められている。

それらのニーズに応えるべく、赤十字が保持している知識や技術をもとに、地域住民の防災意識向上と具体的な対策の普及を進めるため、自助・共助の考えや感染症対策などをカリキュラムとした「赤十字防災セミナー」を開催することで、地域のレジリエンス強化に努める。自分のいのちは自分で守る「自助」の考えや事前に備えることの重要性を伝える。また、防災セミナーで講師を務める防災教育事業指導者（ボランティア）を養成し、増加する防災セミナーへ対応する。

また、幅広く県民に防災・減災に関する知識・意識・技術を伝えるため、テレビ、新聞、ラジオ等のメディアと協働する。

開催計画は次のとおり。

○赤十字防災セミナー

対象	実施回数	受講者数
地域・学域・職域他	20 回	1,000 人

○カリキュラム

内容	
・日本赤十字社の紹介 ・災害への備え ・大雨からいのちを守る ・地震・津波からいのちを守る ・応急手当(デモンストレーションのみ) ・災害食作り(飲食は伴わず) ・災害図上訓練(D I G) ・災害エスノグラフィー ・家具安全ゲーム(K A G) ・ひなんじょ たいけん 等	

※上記のカリキュラムを選択、組み合わせて実施

(9) 臨時救護

県、市町、公共的団体等が実施する各種スポーツ大会、イベントなどの行事が開催される際、参加者の安全を確保するため関係機関の要請を受けて救護班(員)を派遣する。

具体的な計画は以下のとおり。

イベント名	主 催
春季大祭 ・ 秋季大祭	佐賀縣護國神社
九州花火大会	九州花火大会実行委員会
松浦地区 青年相撲大会	佐賀新聞社
東西松浦駅伝大会	佐賀新聞社
唐津10マイルロードレース大会	唐津市
郡市対抗県内一周駅伝大会	佐賀新聞社
さが桜マラソン	佐賀新聞社 他
虹の松原カップ西日本選抜小学生クラブ駅伝競走大会	大会実行委員会

(10) 赤十字看護師（救護員）の養成

佐賀県支部では、明治29年以降、赤十字看護師を養成して社会に送り、戦時救護活動、災害救護活動並びに本県の医療及び公衆衛生の普及向上に貢献してきたが、引き続き災害救護業務に従事する救護看護師を確保し、併せて唐津赤十字病院において必要とする看護師の充足に資するため、日本赤十字九州国際看護大学（福岡県宗像市）で当支部看護学生奨学生を委託養成する。

○養成数 5人(予定)

学 校 名	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
日本赤十字九州国際看護大学	1人(予定)	1人	3人	0人

2 国際救援活動

近年世界各地で頻発している地震や洪水などの大規模自然災害に加え、ウクライナやイスラエル・ガザの武力紛争による人道危機、アフリカ食糧危機など、世界各地で支援を必要とする状況が続いている。災害の被災者ならびに感染性疾患による患者の救済・支援、宗教や民族の対立等に起因する紛争やテロによる難民・被災者等への緊急救援、中長期にわたる復興支援及び発展途上国赤十字社の開発協力へ支援等を実施する。

3 救急法等の講習普及

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、広く県民の方々に人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習の普及に努める。

また、地域における健康・安全の意識の醸成や地域づくりに貢献できるよう、他団体等との連携による講習開催を推進し、動画教材やＩＣＴの活用を行い、講習普及の充実を目指す。

なお、令和６年度に引き続き、職員およびボランティア指導員の増強増員による講習普及体制の強化を図るとともに各種指導員の知識・技術の向上を図る。

（１）赤十字救急法等の講習の開催

ア．救急法

令和５年度に引き続き心肺蘇生法の２０２０年版国際ガイドラインに基づく講習を実施する。公共施設や商業施設等におけるＡＥＤ（自動体外式除細動器）の整備進展に併せ、一般市民が心肺蘇生時にＡＥＤを使用する割合を高め、「市民による救命率」の向上に寄与することを目指す。

日常生活における事故防止や手当ての基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、ＡＥＤを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できるよう、最新の国際的ガイドラインや指針に基づいた講習を開催する。

イ．水上安全法

安全に水と親しむための、事故防止や泳ぎの基本と自己保全、安全管理や水の事故に遭った際の救助方法などの知識と技術の普及を図る。

特に子どもたちに対しては、着衣状態で入水や、自分自身を守るため身近な物を使って浮く方法について、体験を通して自分のいのちを守るための講習を実施する。

ウ．健康生活支援講習

健やかな高齢期を迎えるために必要な健康増進の知識や、高齢者の自立支援に役立つ介護技術などの普及を図る。

支援員養成講習においては、健康管理や健康寿命の延伸や地域における高齢者支援の取り組みなど、地域共生社会の実現に向けた知識・技術を普及する。

また、災害時の避難生活の不安の軽減や、不自由な生活から高齢者を守るために必要な知識や支援技術を普及する「避難生活支援講習」を開催する。

エ. 幼児安全法

子どもの尊い生命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故に対する事故防止と手当ての方法、家庭内での看病の方法に加え、災害時の乳幼児支援についての知識や技術を普及する。

各種講習会の開催計画は次のとおり。

○救 急 法

対 象 (所要時間)	基礎講習 4 時間 (回)	救急員養成講習 10 時間(回)	短 期 講 習 2 時間(回)
地 域	1	1	15
学 域	13	5	25
職 域	2	2	20
そ の 他	4	5	10
計	20	13	70

○水上安全法

対 象 (所要時間)	救助員養成講習Ⅰ 14 時間 プール(回)	救助員養成講習Ⅱ 12 時間 海(回)	短 期 講 習 2 時間(回)
地 域	0	0	5
学 域	0	0	13
職 域	0	0	1
そ の 他	1	0	1
計	1	0	20

○健康生活支援講習

対 象 (所要時間)	支援員養成講習 9 時間(回)	短 期 講 習 2 時間(回)
地 域	0	5
学 域	0	2
職 域	0	1
そ の 他	1	2
計	1	10

○幼児安全法

対 象 (所要時間)	支援員養成講習 12 時間(回)	短 期 講 習 1 ～ 2 時間(回)
地 域	0	20
学 域	0	2
職 域	0	7
そ の 他	1	1
計	1	30

（２）指導員の養成と育成

赤十字幼児安全法指導員養成講習を開催し、職員およびボランティア指導員の増強増員により講習普及体制の強化を図る。また、各講習指導員の研修会を開催し、講習普及の更なる充実を図る。

（３）研修会等への派遣

- ア 赤十字講習担当課長会議（Web）
- イ 赤十字講習担当者研修会（本社）
- ウ 救急法講師研修会（本社）
- エ 水上安全法講師研修会（本社）
- オ 健康生活支援講習講師研修会（本社）
- カ 幼児安全法講師研修会（本社）
- キ 地域包括ケア担当国会議（Web／本社）
- ク 赤十字講習推進委員会（本社）

（４）地域包括ケア事業への参画

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域で支える「地域包括ケア事業」。

赤十字講習・セミナーを活用し、一般介護予防事業における市町の行う『通いの場づくり』へ講師を派遣するなど、地域づくりへの貢献を図る。

4 赤十字奉仕団活動

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的使命に賛同する組織として赤十字事業を支えている。

令和６年度に引き続き、「佐賀県赤十字奉仕団支部委員会」の活動を通じて、赤十字奉仕団支部指導講師とともに、今後更なる各奉仕団の活性化と奉仕団間の連携強化をすすめる。

また、ボランティアの参画領域の拡大を目指し、「2025 大阪・関西万博」などの行事・イベントを契機に、奉仕団員へより一層の赤十字思想の理解促進を図り、今後の地域づくりに貢献できる活動を検討していく。

〔主な取り組み〕

- ア 赤十字精神の普及と会員増強に関する活動
- イ 災害救護に関する活動
- ウ 救急法等講習普及に関する活動
- エ 青少年赤十字の普及、育成に関する活動
- オ 献血推進及び血液センター業務援助に関する活動
- カ 地域における高齢者支援のための活動

（１）地域奉仕団

地域赤十字奉仕団は、地区・分区内の地域婦人会から結成されており、県内 25 団、登録団員数 2,362 人（令和 6 年 3 月現在）が登録する赤十字奉仕団の中で最も大きい組織である。県内各地区・分区にあって、災害が発生した場合など機動的に活動する赤十字の

要となる組織であることから、今後とも県地域婦人連絡協議会と密接に連携を保ちながら、団員の確保及び活動の充実強化を図る。

〔主な取り組み〕

- ア 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
- イ 地域ボランティア活動
- ウ 献血推進活動
- エ 海外救援金の募集活動

（２）青年奉仕団

これからの赤十字活動の活性化を図るため、若年層に如何に赤十字運動に対して関心を持ってもらい、活動に参加してもらうことができるかが重要である。佐賀県支部では、青少年赤十字活動からの継続した活動と、団員一人ひとりが主体的で積極的な活動ができる奉仕団を目指し、次のとおり活動する。

〔主な取り組み〕

- ア 青少年赤十字活動支援
- イ 地域ボランティア活動
- ウ 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修への参加）
- エ その他ボランティア活動

（３）特殊奉仕団

本県支部管内には、専門的な能力や特性を生かした奉仕活動を行う組織として「救急法奉仕団」「水上安全奉仕団」「幼児安全法奉仕団」「無線奉仕団」「特殊輸送奉仕団」「看護奉仕団」「赤十字奉仕団しゃちの会」「赤十字奉仕団ほっと」「青少年赤十字賛助奉仕団」「赤十字飛行隊佐賀支隊」があり、赤十字事業の普及発展のため、奉仕団の主体的な活動の強化に努める。

〔主な取り組み〕

- ア 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
- イ 救急法等講習普及活動
- ウ 臨時救護ボランティア
- エ 青少年赤十字活動の加盟促進と活動支援
- オ 高齢者施設等でのボランティア活動
- カ 海外救援金の募集活動
- キ 赤十字広報資材業務支援

（４）研修会等の開催および派遣

- ア 2025 大阪・関西万博
- イ 赤十字ボランティア基礎研修会
- ウ 赤十字奉仕団研修交流会
- エ 全国赤十字奉仕団中央委員会（全国）
- オ 九州ブロック奉仕団委員長会議（九州ブロック）
- カ 赤十字奉仕団ボランティア・リーダー研修会（全国）
- キ 青年赤十字奉仕団全国協議会（全国）

5 青少年赤十字（JRC）活動

青少年赤十字は、子どもたちが「いのちと健康」を大切にし、世界の平和や福祉に貢献できるよう奉仕の心や助け合いの精神を育成することを目的に行っている重要な活動である。多様化が進む社会においても、この活動を通じて人道の輪を広げる取り組みを続けていく。

令和6年度に引き続き、日赤の創設者である佐野常民が唱えた『博愛のこころ』を、JRC活動や指導者育成に積極的に取り入れる。特に、「博愛のこころを未来へ」というメッセージを登録式などを通じて広く伝えていく。

さらに、働き方改革が進む教育現場においても、JRCの魅力や意義を指導者に理解してもらうことに努め、学校との連携を強化する。

（1）青少年赤十字指導者育成研修会

青少年赤十字の指導者の確保は優先的に取り組む課題である。そのため、青少年赤十字指導者養成講習会の開催にあたっては、研修内容に工夫を凝らし、質の向上を重視するとともに、その内容を広く伝え、参加者の増加を目指す。

○参加者 10人

○指導者 20人

（2）青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター

小・中・高等学校において、青少年赤十字活動をはじめ学校生活でのリーダーを養成するため各学校から推薦された青少年赤十字メンバーを対象にリーダーシップ・トレーニング・センターを実施する。

開催形態については、リモートでの事前研修を取り入れる等、指導者協議会と協議の上開催する。

○小 学 校の部 50人

○中 学 校の部 100人

○高等学校の部 50人

（3）青少年赤十字スタディー・センター

全国各都道府県支部管内における高等学校青少年赤十字活動の中心となるリーダー養成をめざすために日赤本社主催で毎年開催される。本県からもリーダーシップ・トレーニング・センター修了者の中から2名の高校生メンバーを選出し派遣する。

（4）青少年赤十字防災教育

過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害から人々のいのちを守るための防災教育について、防災教材の活用を図り、学校教育を通じた防災教育の普及に取り組む。また、今年も学校防災講座（県教育センター）へ参画し学校現場への防災教育普及を一歩進める。

「ためになる！青少年赤十字防災学習」の事例集を発行し、各学校の防災教育普及へ一石を投じる。

(5) 各種講習会等への指導者派遣

ア	全国青少年赤十字指導者協議会総会・研修会（東京都）	1人
イ	青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	1人
ウ	九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会（熊本県）	2人
エ	九州ブロック青少年赤十字指導者協議会会長並びに担当者会議 WEB（熊本県）	3人
オ	青少年赤十字国際交流事業（国際交流集会）	1人
カ	指導主事対象青少年赤十字研究会（東京都）	2人
キ	青少年赤十字加盟校校長等研修会（メートプラザ佐賀）	150人
ク	佐賀県青少年赤十字指導者協議会理事研究会	22人
ケ	青少年赤十字加盟登録式へ講師（賛助奉仕団員）の派遣	延べ 10人
コ	指導者協議会・賛助奉仕団による加盟促進のための学校等訪問	延べ 5人

6 赤十字思想の普及

(1) 全国赤十字大会

日本赤十字社の創立記念日である5月1日から1ヵ月間展開される「赤十字運動月間」中に、明治神宮会館（東京都）において、名誉総裁皇后陛下をはじめ名誉副総裁各宮妃殿下をお迎えし、全国の赤十字関係者約1,600人が参加して全国赤十字大会が開催される。佐賀県支部から本社理事、地区・分区役職員等15名が出席する。

(2) 九州八県赤十字大会

九州八県が毎年持ち回り当番で開催している「九州八県赤十字大会」を令和7年度は鹿児島県で開催される。この大会は、赤十字事業の推進に多大な功労があった方々を顕彰し、併せて赤十字思想の普及と会員の増強を図り、社業の発展を期することを目的として開催され、例年、日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下のご臨席を得て、九州各県の赤十字関係者約1,000人が一堂に会する。

大会では、「有功章特別社員(会員)」の個人・法人に対し、宮妃殿下からの有功章のご授与や、日本赤十字社社長から感謝状の贈呈が行われる。

(3) 世界赤十字デー

国際赤十字連盟では、赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕日である5月8日を「世界赤十字デー」と定めており、この日を中心に世界各国でさまざまな記念イベントが開催されている。佐賀県支部では、5月に広報活動を集中して実施するほか、年間を通して赤十字運動の推進のため、赤十字防災セミナーや救急法講習など県内各会場で計画的に開催する。

(4) 広報活動

人道的使命に基づき国内外で展開している赤十字活動を、より多くの県民の皆様にご理解いただき、引続き支援していただくために、広報活動の充実が重要である。

赤十字の実施する事業の透明性や、寄付者の方々に対する説明責任は常に求められており、また、大規模自然災害等の頻発により、日本赤十字社の活動に寄せられる期待は近年より一層高まっている。これらのニーズにこたえるため、これまで同様県内3施設が一体

となり、次のとおり広報活動を展開する。

ア 「令和5年度九州八県赤十字大会」のオープニングで上映した九州八県支部制作の赤十字事業紹介動画や、佐野常民生誕200年を記念して県が制作した常民80年の生涯を紹介する動画等を教育現場や企業研修等で活用してもらえよう働きかけ、『博愛のこころ』の普及に取り組む。また、赤十字事業紹介パネルや「赤十字この一年」などのDVDを青少年赤十字加盟校並びに地区・分区等に貸し出し、さらなる赤十字思想への理解・浸透を図る。

イ 支部の広報紙「赤十字さが」を年2回、32,000部（16,000部×2回）発行する。また、本社が毎月発行している「赤十字NEWS（新聞）」1,600部を、地区・分区並びに赤十字事業協力者などに配布し、赤十字事業の紹介や普及活動に努める。

ウ 佐賀県支部の活動状況や決算について周知する広報用チラシ約350,000部を作成し、5月の「赤十字会員増強運動月間」中に、県下の全世帯に配布する。

エ 県内赤十字3施設職員からなる「合同広報委員会」を継続し、各施設の抱える広報的課題に対し、施設横断的に取り組むとともに、SNS（Instagramなど）を中心とした情報発信を行う。

オ テレビ、ラジオの放送局並びに新聞社等の積極的な協力を得るため、各機関に広報用の情報を積極的に提供して、地域に密着した情報発信を行なう。

カ 県や市町広報紙に赤十字会員増強運動月間や赤十字事業等の紹介記事を掲載してもらうため広報依頼を積極的に行う。

キ 各市町において開催される防災訓練やイベント等に合わせ、地区・分区と共催で赤十字事業紹介コーナーを設けて広報活動を行う。

ク 企業とのコラボレーションによる赤十字の周知活動を行なう。

ケ SNS（Instagramなど）や広報誌といった各広報媒体で「2025大阪・関西万博」に出展する「国際赤十字・赤新月運動館」の情報を発信し、来館を促すことで、赤十字思想の普及と更なるブランド力の強化を図る。

7 赤十字会員及び活動資金の増強

人道的使命を達成する日本赤十字社の多岐にわたる事業は、組織と財政の基盤である「会員」の皆様に拠出していただく「会費」によって支えられている。このため、支部と地区・分区が一体となり、5月の「赤十字会員増強運動月間」を中心に赤十字思想の普及・啓発活動を重点的に展開する。

また、法人会員の増強を図るため、より効果的なダイレクトメールや支部職員の訪問活動を効率的に推進するとともに、「佐賀県赤十字有功会」と連携し、新たな「有功章特別社員（会員）」の確保に努める。

個人に対しては、遺贈・相続財産、生前整理による寄付について広く周知し、赤十字会員や活動資金の増強に取り組む。

(1) 会員及び活動資金増強の重点事項

ア 法人会員の増強

積極的な企業訪問等を通し、新たな法人会員の開拓や継続寄付に繋げられるよう働きかける。また、従来から実施している法人会員へのダイレクトメール(年2回)の結果を繰り返し分析・検討することで、内容物の工夫や訪問活動のさらなる強化など策を講じて、応諾率及び寄付額の向上を図る。

イ 佐賀県赤十字有功会の活動強化

有功会は令和3年度に組織体制の改革を実施し、これまでの個人会員に加え、新たに法人会員の入会を得た。今後の活動として、佐賀県支部が行う防災教育や青少年赤十字活動の支援をより一層拡充する。

ウ 赤十字支援マークの活用

社会貢献活動の一環として赤十字に継続的に協力する企業・団体に対し、支援活動を公にできる「赤十字支援マーク」の使用を積極的に働き掛ける。

エ 遺贈・相続財産寄付、生前整理による寄付募集の推進

遺贈・相続財産寄付等のポスター、パンフレットおよびチラシを信託銀行や弁護士会、司法書士会など多くの関係先に紹介配付し、情報提供や協力を依頼する。

また、全世帯配布の広報チラシに、生前整理に係る寄付について掲載する。

オ 赤十字支援型自動販売機の設置による継続的寄付金確保の推進

社会貢献策の一つとして赤十字支援型自動販売機の設置を積極的に広報し、公共施設、職域、学校、建設現場などで広く活動資金の継続的な確保に努める。

カ 口座振替、クレジットカード決済による活動資金募集

地区・分区、ホームページ、フェイスブック等で広報し、口座振替、クレジットカード決済による新たな赤十字会員と活動資金を確保する。

(2) 会費募集目標額

地区・分区で取りまとめられている一般会費は、平成10年度から一世帯600円を目標額と定めている。この地区・分区から寄せられる会費(一部法人会費を含む)は、全活動資金の約8割を占め、支部事業財政の根幹を成しており、物価高騰など厳しい経済情勢の中、支部の赤十字事業推進には今後とも目標額達成は不可欠である。

このため、地区・分区管内の自治会、町内会ならびに赤十字奉仕団員等と密接な連携を図り、会費募集目標額達成に努めていく。

また、令和2年国勢調査の結果に基づく各市町の会費募集目標世帯数を算出し、令和4年度から令和8年度までの会費募集目標額を以下のとおり設定している。

(円)

区 分	地区・分区扱	支 部 扱	計
一 般 会 費	135,470,000	9,500,000	144,970,000
法 人 会 費	1,221,000	13,557,000	14,778,000
合 計	136,691,000	23,057,000	159,748,000

○ 日本赤十字社佐賀県支部

〒840-0843
佐賀市川原町 2 番 45 号
TEL 0952-25-3108 FAX 0952-25-4184

○ 唐 津 赤 十 字 病 院

〒847-8588
唐津市和多田 2430
TEL 0955-72-5111 FAX 0955-72-9530

○ 佐賀県赤十字血液センター

〒849-0925
佐賀市八丁畷町 10 番 20 号
TEL 0952-32-1011 FAX 0952-32-2002